

○国土交通省告示第二百十号

建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第九十七号）等の施行に伴い、昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件の一部を改正する告示（昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等）の一部分を次のように改正する。

題名中「昭和三十五年建設省告示第二千二百七号」を「令和三年国土交通省告示第九十七号」に改める。

第一号中「技術検定」を「第一次検定」に、「昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号」を「令和三年国土交通省告示第九十七号」に改める。

第二号中「技術検定」を「第二次検定」に、「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「昭和三十五年建設省告示第二千二百七号」を「令和三年国土交通省告示第九十九号若しくは令和三年国土交通省告示第一百号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一級の第二次検定にあつては、沖縄の学校教育に関する法令の規定による学校を卒業した者で建設業法施行令第三十七条第一項又は令和三年国土交通省告示第九十八号に定める学歴及び実務経験に相当する学歴及び実務経験を有するもの

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。